

令和4年度

相模原市立中央中学校
いじめ防止基本方針

相模原市立中央中学校

令和4年4月

相模原市立中央中学校いじめ防止基本方針

【目指す生徒像】

心身を鍛え、最後までやり抜く生徒、意欲的・主体的に学ぶ生徒、互いに高め合い協力する生徒

【家庭・地域との連携】

学校の実態を公開するとともに生徒を幾重にも支える態勢を築くことを趣旨とする。

- 開かれた学校づくり
授業参観・保護者会・学校へ行こう週間・各行事の公開
- PTA組織との連携
- 地域行事への教職員と生徒の参加
- 学校関係者評価の実施

【校内組織】

いじめ防止委員会

開催 週1回

構成員 校長・副校長・
教務主任・生徒指導主任・
各学年主任・養護教諭・
支援教育コーディネーター・事務

いじめ防止推進委員会

開催 週2回

構成員 生徒指導主任・各学年
生徒指導係・養護教諭・学習
支援員・SC・支援教育コー
ディネーター

【関係機関との連携】

迅速で効果的な「いじめ対策」を行うために次の機関との連携を強化する。

- 教委・首長部局各課
- 民生・児童委員
- 小学校
- スクールポーター
- 県警少年保護・相談センター
- その他関係機関との連携
ケース会議等を連携の場とする。

【いじめの未然防止】

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動などの推進をする。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒・保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、休み時間を含めて生徒の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査（約月1回）や教育相談の実施（各学期1回）等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取組む。
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

【重大事態への対処】

重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために調査を行う。

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一步調の下、いじめのない学校づくりに取り組む。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行う。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

1) いじめ防止委員会

① 目的

いじめは、どの生徒にも起こりうるとの認識に基づいて、生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを克服するために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は、適切かつ迅速にこれに対処することを目的に設置する。

② 開催

毎週1回（企画委員会と兼ねて開催する）とし、状況に応じて適宜開催する。

③ 構成

校長、副校長、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、支援教育コーディネーター、各学年主任、事務

④ 推進（招集） 校長（副校長）

⑤ 内容

いじめの未然防止、早期発見の取り組みを行う。

いじめへの対応を迅速かつ適切に行うため、対応について協議する。
家庭、地域、有識者及び関係諸機関との連絡、調整、協力要請を図る。

2) いじめ防止推進委員会

① 目的

いじめの未然防止及び早期発見、早期対処に向けての情報交換や教師間の効果的な連携を図るための連絡・調整を推進するために設置する。

② 開催

毎週2回（生徒指導係会・教育相談係会と兼ねて開催する）とし、状況に応じては適宜開催する。

③ 構成

生徒指導主任、各学年生徒指導係、支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、支援教育支援員

④ 推進（招集） 生徒指導主任

⑤ 内容

- ・いじめの未然防止、早期発見のための情報交換を行い、所属学年に持ち帰りそれを提供する。
- ・いじめへの対応を迅速かつ適切に行うための方策について研究・協議する。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり

- ・学び合う授業づくり（授業改善、情報機器の効果的な活用、個に応じた指導等）
- ・高め合う人間関係づくり（学びの場にふさわしい環境づくり、生徒を主体とした行事等、生徒間のコミュニケーションの活性化等）

2) 生徒の自己有用感を高める機会の増加

- ・生徒の自発性や主体性を尊重した生徒会活動の充実
→服装自由形登校や中央中学校版良いところ探し「中央ツイート」の実施等

3) 読書活動や人権・福祉教育の推進

- 毎朝 10 分間の読書の実施
- 福祉作文への取組

4) いじめに係わる教職員の共通理解と保護者への周知徹底

- 生徒指導研修会の開催、定例職員会議にての情報交換
- 保護者会やPTA本部会・運営委員会にての情報提供や協議・懇談

5) 関係団体との協議の場の設定や連携

- PTA清新ブロックとの連携
- あいあーるネット・主任児童員・中央地区青少年健全育成協議会等、関係諸機関との情報交換や連携したいじめ防止普及啓発活動

4 いじめの早期発見に係わる取組

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を
みのがさないようにアンテナを高く保つ。

1) 日常的な生徒観察の充実

- 個人面談や家庭訪問、休み時間や昼休みの生徒とのふれあいや観察による生徒理解の深化。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

2) 生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行う体制を整備

- 青少年教育カウンセラーによる相談
- いじめ相談ダイヤル：042-707-7053
- ヤングテレホン：042-755-2552

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

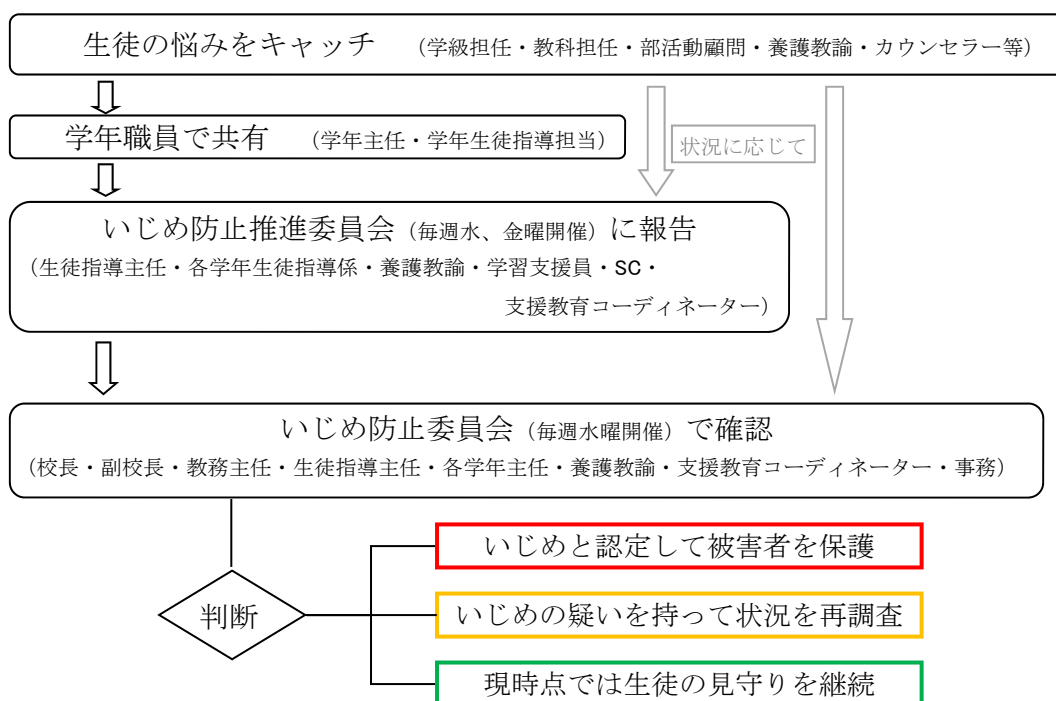
1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導

- 当該いじめに係わる情報を、いじめ防止委員会に集中させる。
- すみやかに事実確認を行い、関係生徒等及びその保護者、該当集団支援、指導、助言を適切に行う。
- インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては直ちに削除等の措置を行い、関係機関等に協力や援助を求める。

2) 教職員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、次の関係機関・専門機関との連携のもとで対応

SSW、青少年教育カウンセラー、相模原警察署、県警少年相談・保護センター、青少年相談員、相模原児童相談所、中央子育て支援センター

3) 対応経路は教育計画書の生徒指導領域に示したとおり



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- 1) 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- 2) 教育委員会を通じて、速やかに市長に重大事態発生について報告する。
- 3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で提供する。